

## 第 4 回 実定法解釈論 1 ——家族と法 1

憲法の学習を一旦中断して、今回と次回は、私たちにとって身近な実定法の 1 つである民法のうち、家族法について勉強します。今回は、そもそも家族法とは何かを説明したのち、親族法の概要について検討します。

### 1. 家族法の意義

- ・ 民法は、総則（第 1 編）、物権（第 2 編）、債権（第 3 編）、親族（第 4 編）、相続（第 5 編）の 5 編により構成される市民生活の基礎法である。
- ・ 家族法とは、家族関係を規律する法をいう。

### 2. 親族法

- ・ 親族とは、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族をいう（725 条）。親等とは、親族関係の親疎遠近を測るための尺度である。血族には、自然血族と法定血族、直系血族と傍系血族とがある。
- ・ 婚姻の成立の実質的要件としては、(1) 婚姻適齢であること（731 条）、(2) 重婚でないこと（732 条）、(3)（女性の再婚の場合）前婚解消後 100 日を経ていること、または前婚解消時に懐胎していない場合または解消後に出産した場合（733 条）、(4) 近親婚でないこと（734-736 条）の 4 点があり、また、形式的要件としては、一定の形式を備えた戸籍上の届出をすることが挙げられる（739 条、法律婚主義）。婚姻の届出のない擬似夫婦関係を内縁という。
- ・ 婚姻適齢に関して、民法 731 条は、「婚姻は、十八歳にならなければ、することができない」と規定している（2022 年 4 月までは、「男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない」と規定されていた）。
- ・ 婚姻の効果としては、(1) 氏の決定（750 条）、(2) 同居・協力・扶助義務（752 条）、(3) 夫婦契約取消権（754 条）などが生ずる。
- ・ 離婚とは、婚姻関係の解消をいう。わが国の民法は、離婚として、協議離婚（763 条）と裁判離婚（770 条）とを認める。

- ・ 離婚の効果としては、(1) 婚姻によって発生していた権利義務が消滅し、身分関係が解消され (728 条 1 項等)、(2) 婚姻前の氏へ復氏することができ (767 条 1 項等)、(3) (未成年者の子がいる場合には) 子の親権者・監護に関する事項を決めなければならない (819 条、766 条) (4) 離婚の相手方に対して財産分与を請求することができる (768 条等)。
- ・ 離婚の訴えをするには、(1) 配偶者の不貞な行為、(2) 配偶者の悪意の遺棄、(3) 配偶者の生死が 3 年以上不明であること、(4) 配偶者が強い精神病にかかり回復の見込みがないこと、(5) その他婚姻を継続しがたい重大な事由があることが必要である (770 条)。
- ・ 有責配偶者からの離婚請求については、最高裁判所は、最判昭和 27 年 2 月 19 日民集 6 卷 2 号 110 頁以降これを認めないという判例法理が確立していたが、最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 卷 6 号 1423 頁は、別居期間が相当長期間に及び、未成熟の子がいない場合で、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的にきわめて過酷な状態になるなど特段の事情がない限り許されると判示した。

☆ X 男と Y 女は、昭和 12 年に婚姻し、23 年に A 女の子を養子縁組した (X-Y 間に子はなかった)。Y は、X と A との間に不貞関係があることを 24 年ごろに知り、X と不仲になった。同年ごろ X は A と同棲を始め、その後、X-A 間に 2 人の子が生まれた (X は、A を自分の父の養子とし (同姓となる)、A との子を認知した)。Y は、生活費を保障するために X から与えられていた X 名義の不動産を売却し、実兄の家に住みながら、53 年ごろまで働いていたが、その後は無職で資産もなかった。一方、X は 2 つの会社の代表取締役と他の 1 つの会社の取締役を務めており、経済的には安定した生活を送っていた。X は、昭和 26 年に離婚訴訟を提起したが、有責配偶者からの請求であるため棄却され、58 年に Y に離婚を求めたが拒まれたため、59 年に離婚調停を申し立てたものの不調に終わったため、離婚訴訟を提起した。なお、X は、夫婦間の不仲の原因は、自分が南方に従軍している間に Y が他の男と不貞関係に至ったことであると主張していた。

次回も、引き続き、民法の家族法について勉強します。親族法の残りの部分を説明したのち、相続法の概要について検討します。

あらかじめ次の問いに対して、自分なりの答えをまとめておきましょう。

- ・ 自分が親と称する人の子どもであることは、どのように証明できるのか。(1) 母の場合と (2) 父の場合とに分けて、検討せよ。
- ・ 子は親の命令に従わなければならないか。
- ・ 妻子を持つ男が、隣家の夫人に自分の全財産を遺贈するという内容の遺言を残して死亡した場合、残された妻子はどうすればよいか。